平成２７年（フ）第２６３２号
大阪府八尾市亀井町３丁目２番16号　三末方
債務者　岩下　憲男
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６４４号
大阪市福島区海老江７丁目10番19号
債務者　林　　功
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６４５号
大阪市福島区海老江７丁目10番19号
債務者　林　小米子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３１号
大阪市平野区加美東２丁目11番２―209号
債務者　田**原**　晴夫
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７４１号
大阪市西成区津守３丁目１番１―103号、前住所大阪市西成区岸里２丁目２番４号　カトレアハイツ402号室
債務者　柿本　静香
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７９２号
大阪市西区九条２丁目13番20号402
債務者　竹田　雅典
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０１号
大阪市浪速区日本橋５丁目11番19号ＦＩＶＥ日本橋　302号
債務者　平井　順子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０２号
大阪市生野区巽西３丁目16番16号　メルヘン205、前住所大阪市生野区巽西２丁目５番19―203号
債務者　大宮恵こと　川上　　恵（旧姓康）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０３号
大阪府寝屋川市八坂町14番16―402号、前住所大阪府寝屋川市太秦**中**町38番７号
債務者　森　　典晃
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０４号
大阪府寝屋川市八坂町14番16―402号、前住所大阪府寝屋川市太秦**中**町38番７号
債務者　森　美佐江
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８１６号
大阪市都島区都島南通１丁目７番11号ハイツ又**吉**401号
債務者　杉山　博美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０号
兵庫県小野市黒川町584番地、前住所兵庫県小野市天神町80番地の656
債務者　井上　和人
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第９２号
釧路市寿１丁目７番1615号
債務者　渋谷　　忍
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５号
北海道旭川市大町２条２丁目５番地の86　ロイヤルコーポサトウ201号
債務者　年藤　明美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２７４号
東京都江東区三好２丁目１―12―202
債務者　牛嶋　実常
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２７５号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―８―408
債務者　飯野　博之
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２７９号
埼玉県北本市西高尾４丁目109
債務者　山崎　宏美
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部